

石塚保育園運営管理規程

（目的）

第1条 社会福祉法人石塚愛育会が設置する石塚保育園（以下「当園」という。）が保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当園では良質な水準、かつ適切な内容の保育・教育の提供を行うことにより、全ての園児が健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2) 保育・教育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努める。
- 3) 当園は、園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（名称及び所在地）

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 石塚保育園
- (2) 所在地 小田原市国府津2769

（提供する保育・教育の内容）

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年告示）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

- 2) 保育の内容は健康指導、環境の整備に重点をおき、また、「社会性を養う」「心身ともに健康に育つ」「年齢相応の活動をさせる」「おもいやりの心を持つ」この四点を主目標とする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年1月神奈川県条例第5号。以下「設備基準条例」という。）で定める配置基準以上の人数とする。なお、員数は入所人数や障

害児等々の理由により変動することがある。

(1) 園長（常勤専従） 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士（常勤専従） 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、支給認定保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動及び保育計画の立案、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 18人（常勤専従及び非常勤）

保育士は、保育計画及び保育過程の立案とその計画、過程に基づく全ての児童が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。また、園児たちの心身の健康状態を観察し、家庭連絡等その健康管理の業務も行う。

(4) 調理員 4名（常勤専従2人・非常勤2人）

調理員は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 事務員 1人（常勤専従）

事務員は会計処理及び事務雑務、園内諸業務に従事する。

(6) 嘱託医及び歯科嘱託医（各1人）

嘱託医及び歯科嘱託医は、当園の園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断（定期歯科検診）、職員および支給認定保護者への相談、指導を行う。

（保育・教育を提供する日）

第6条 当園の保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

（保育を提供する時間）

第7条 保育時間は1日原則として8時間とし、当園の保育提供時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時00分から午後6時00分までとする。

土 午前7時00分から午後2時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以後の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、午後7時00分までの間、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後2時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間の範囲で延長保育を提供する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後6時00分

土 午前7時00分から午後2時30分

(4) 延長保育時間

当園が定める延長保育時間は次のとおりとする。

保育標準時間認定 午後6時00分から午後7時00分

保育短時間認定 午前7時00分から午前8時30分

午後4時30分から午後7時00分

延長保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別表1に定める延長保育料を保護者より徴収する。

(利用料その他の費用等)

第8条 保護者は、保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2) 第1項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の教育・保育において提供する便宜の要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	15名	15名	20名	20名	25名	25名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2) 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該園児の保護者とその内容を確認する。

3) 当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したときと。

(2) 保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は保育・教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医または園児の主治医に相談、救急車の要請等の措置を講じる。

2) 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じつつ保護者及び市子ども青少年部保育課に連絡する。

3) 園児に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 園長又は防火管理者は、地震、火事等の非常、その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は園児の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待の防止のために必要な措置

2) 職員は園児に対し、神奈川県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例第10条及び第11条の規定により、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る、体罰等直接園児の身体に外傷を与える行為

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業をさせる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること

(4) 強引に引きずるように連れて行く行為

(5) 食事を与えない又は無理に食べさせること

(6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと

(7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や園児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること

(8) 当園を退園させる旨言わす等の言葉による精神的苦痛を与えること

(9) 性的な嫌がらせをする

(10) 当該園児を無視すること

3) 当園は保育・教育の提供中に当園の職員又は養育者(保護者等園児を現に教養す

る者)による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対策)

第14条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に、対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員苦情受付の窓口を設置し、園児の保護者に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2) 苦情を受けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3) 苦情内容および苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2) 事故発生防止のため職員会議での検討、及び職員に対する研修を実施する。

3) 当園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4) 当園は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講ずる。

5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故(意識不明の事故を含む)については市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第16条 園長及び保育士は常に園児の健康に留意し、入園時及び少なくとも年2回以上の定期健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

2) 職員の健康診断は年1回以上、調理等給食関係者及び乳児担当職員は毎月2回検便を実施、その他の職員も毎月1回検便を実施する。

3) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

4) 当園では乳児のSIDS(乳幼児突然死症候群)発生予防のため、リスクの高い伏せ寝をさせないようにし、また生後1歳6ヶ月までの乳児については午睡中15分間隔で顔色、体位、呼吸をチェックする。

(保護者に対する支援)

第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。園児や保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

2) 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、園児の快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第18条 当園は、保育士個人の自己評価や保育園全体の自己評価を年1回は行い、問題点の把握に努め、よりよい保育の質を目指す。また定期的に外部のものによる業務の質の評価を受けその結果を公表する。常に改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第19条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。
2) 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
3) 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
4) 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第20条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・記録し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 5年間保存 |

附則

この規定は平成27年4月1日から施行する。

別表1

保育標準時間利用者 延長保育料

延長保育利用時間	料金（30分/単位 円）
18時00分 ~ 19時00分	300
19時00分 以降	600

保育短時間利用者 延長保育料

延長保育利用時間	料金（10分/単位 円）
8時30分 以前	100
16時30分 以降	100
18時00分 ~ 19時00分	300（30分単位）
19時00分 以降	600（30分単位）

別表2

保育に必要な経費

項目	料金（月額/単位 円）	支払いを求める理由

石塚保育園 重要事項説明書

社会福祉法人石塚愛育会が設置する石塚保育園が、保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、保育・教育の提供の開始にあたり保護者の方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

名 称	社会福祉法人 石塚愛育会
所在地	神奈川県小田原市国府津2769
電話番号・FAX	0465-47-3367
代表者氏名	石塚 達義
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所

2 施設の概要

種 別	認可保育所												
名 称	石塚保育園												
所在地	神奈川県小田原市国府津2769												
電話番号・FAX	0465-47-3367												
施設長氏名	石塚 達義												
開設年月日	1949年10月 1日 (昭和24年)												
認可年月日	1949年11月 1日 (財団法人) 1995年 3月31日 (社会福祉法人)												
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員 (年齢別) <table border="1"> <tr> <td>0歳児</td> <td>1歳児</td> <td>2歳児</td> <td>3歳児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> </tr> <tr> <td>15人</td> <td>15人</td> <td>20人</td> <td>20人</td> <td>25人</td> <td>25人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の保育の需要等の状況から、利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。 	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	15人	15人	20人	20人	25人	25人
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児								
15人	15人	20人	20人	25人	25人								
取り扱う保育事業	延長保育												
事業所番号													

3 施設の運営方針

石塚保育園では児童福祉法に基づいて、心身ともに健やかで明るい子の育成を目指しています。特に ①自立の精神を養い、②日常生活の正しい習慣を身につけ、③社会の一員として愛される ④思いやりの心を持った人になって欲しいと考え保育を進めていきます。

- 石塚保育園を利用する小学校就学前の子どもに対し、良質な水準、適正な内容の保育・教育を提供いたします。

保育・教育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努めます。

- 全ての園児が健やかに成長するために、適切な環境が等しく確保されまた園児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを利用する者との密接な連携に努めます。

また、運営に当っては神奈川県条例第5号及びその他の関係法令等を遵守するものとします。

4 保育園の職員体制とクラス構成

(1) 職務の内容と配置数 (2015年4月1日現在)

職 種	職 務 内 容	常勤	非常勤
園 長	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。	1人	—
主任保育士	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。給食献立の作成をしています	1人	—
保育士	保育計画に基づき保育を行います。また、家庭との連携の業務を行います。	15人	5人
保育補助	保育の補助をします。	—	2人
調理員	給食の調理、除去食の調理を行います。	2人	2人
事務職員	経理事務及び事務雑務、建物や備品の保安全管理などを行います。	1人	—
リトミック講師	週1回、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスにリトミック指導を行います。	—	1人
内科医	定期的に子どもの内科検診を行ないます。	嘱 託	
歯科医	定期的に子どもの歯科検診を行ないます。	嘱 託	
備考			
1 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準を定める条例（神奈川県条例第5条）に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外の者を配置することがあります。			
2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。			

(2) クラスの編成と配置の状況（2015年4月1日）

対象年齢	クラス名	児童数	担当保育士数	備 考
0歳児	ひよこ組0歳	13人	5人	保育補助1名
1歳児	ひよこ組1歳	23人	5人	
2歳児	くま組	18人	4人	
3歳児	赤組	29人	2人	保育補助1名
4歳児	蒼組	27人	2人	
5歳児	白組	28人	2人	
たてわり 3・4・5児	さくら組	42人	3人	保育補助1名
たてわり 3・4・5児	チューリップ組	42人	3人	
備考 1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。 2 担当保育士のほか、状況に応じて保育補助が保育に入ることがあります。 3 乳児クラスは、子どもの成長の姿を配慮しグループ分けし散歩等の活動を行うことがあります。				

5 保育を提供する時間及び日

石塚保育園では、教育・保育等を提供する時間及び日を次のとおり定めています。

(1) 保育時間

保育必要量の区分	対 象 時 間	
保育標準時間	月曜日から金曜日	7時から18時までの範囲内
	土曜日	7時から14時30分までの範囲内
保育短時間	月曜日から金曜日	8時30分から16時30分までの範囲内
	土曜日	8時30分から14時30分までの範囲内

(2) 時間外（延長）保育（月曜日から金曜日）

保育必要量	対 象 時 間
保育標準時間	18時から19時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時30分までの範囲内 (2) 16時30分から19時までの範囲内

(3) 保育を提供する日

月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日までを除きます。）

(4) 保育時間短縮や家庭における保育のお願い

卒園式やお遊戯会などの行事の時、保育短縮のお願いをすることがありますのでご協力をお願いします。

また、自由登園日（小学校の春・夏・冬休みに設定）に保護者の方が勤務をお休みされている場合は、親子のふれあいのために家庭での保育にご協力下さい。

6 提供する保育等の内容

(1) 保育の内容

各年や成長に合わせた環境や質の高い遊びを提供しながら、子どもたちの健やかな育ちを願い保育を行います。

毎週月曜日に2歳児から5歳児までキッズクラブで活動します。園庭での遊びや運動、保育室内では折紙やあやとり等の遊びやバランス運動など、同じ項目でも年齢に合わせた活動をしていきます。これは1年毎の積み重ねの大切さを、できた時の喜びを味わせ、次につなげやる気を奮起させるためです。

また、リトミックを専門の講師の方にお願いし、3歳児から音楽を身体で覚える音楽教育を週1回行っています。

(2) 1日の流れ・年間行事

1日の流れは最終ページをご覧ください。

詳しい年間行事については年度初めに各ご家庭に配布します。ただし行事は天候や諸事情により、変更になる場合もございます。その場合は分かり次第お知らせいたします。

4月	入園式	10月	運動会・ハイキング
5月	親子遠足	11月	ハイキング
6月	保育参観	12月	お遊戯会・ハイキング
7月	お泊まり保育	2月	ハイキング
8月	夏祭り	3月	卒園式

(3) 給食について

ア 0歳児から2歳児

昼食（主食＋副食給食）と間食（午前1回、午後1回）を提供します。

午前中の間食は月曜日と金曜日がヨーグルト（0歳児はベビーダノン）、他の日は牛乳とお菓子です。午後の間食は全園児が同じメニューです。

3歳児から5歳児

昼食（副食給食）と間食（午後1回）を1提供します。

保育料に主食分が含まれていないため、家庭からご飯を持参となります。

ただし、毎月1回のお誕生会については主食を提供します。

午後の間食

週3～4回は手作りおやつを提供しています。月・水・金曜日は原則として牛乳を飲みます。

イ 使用する食材の中でアレルギー等のため食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。食材の除去など可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・乳製品・青魚・甲殻類 など

7 保育料等について

(1) 保育料について

毎月の保育料につきましては、保護者の方が居住する市町村へお支払いください。保育料額や具体的なお支払方法等については、市町村の保育課へお問い合わせください。小田原市の保育料については、現在口座振替で納入するようになっています。口座振替の手続きが完了していない場合は、毎月15日以降に保育園経由で納入通知書兼領収書を配布しますので、これにより金融機関やコンビニで納入いただけます。

(2) 実費徴収について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。また、これらのほかにも保育の提供にあたり必要な費用をお支払いいただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担していただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

ア 時間外保育にかかる保育料

項 目	7時から 8時30分まで	16時30分から 18時まで	18時から 19時まで
保 育 標 準 時 間	—	—	30分単位300円
保 育 短 時 間	10分単位100 円	10分単位100 円	30分単位300円
備考	1 保育園を利用できる時間は午後7時までですが、何らかの事情でお迎えが午後19時以降になってしまった場合は、30分単位で600円いただきます。 2 毎月10日までに前月分の料金を徴収します。		

8 利用の終了に関する事項

(1) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2号認定子ども、3号認定子どもでなくなったとき。

ウ 保護者から退園の申出又は転園をしたとき。

エ 子どもの居住市町村と協議のうえ、保育所の利用継続が不可能であると認めたと
き。

(2) 退園の手続き

保護者は、当園を退園しようとするときは、原則として退園する月の1か月前までに、園長に申出でするものとします。

9 緊急時の対応について

(1) 保育中に容態の変化があったとき

保育中に発熱したとき、体温が37度5分以上あれば保護者の方にご連絡を、38度を超える発熱の場合はお迎えをお願いしています。また、嘔吐や下痢が数回続いたり、発疹が出て感染症が疑われるような場合は医療機関への受診をお願いしています。また、緊急を要するときには保護者の方と連絡を取りながら、救急車の要請等を行います。

怪我をして園長が医療機関の受診をした方がよいと判断した場合は、保護者の方に連絡の上、近隣の医療機関を受診いたします。この場合は保険証の提出等ご協力をお願いいたします。

当園は以下の医療機関に嘱託医をお願いし、ご協力いただいています。

ア 内科

医療機関の名称	武井内科医院
院長名	武井 和雄
所在地	小田原市国府津4丁目3-19
電話番号	0465-47-7113

イ 歯科

医療機関の名称	ワタナベ歯科医院
院長名	渡邊 和治
所在地	小田原市国府津2780-1
電話番号	0465-47-1811

(2) 災害時の対応について

災害時の避難場所は石塚保育園を設定しています。

災害等の発生後の子どもの引き渡しは各年齢クラス毎とします。ただし兄弟で入所している場合は、一番下のお子様のクラスに兄弟で一緒にいますので、そちらにおいてください。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合はやむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(3) 保護者と連絡が取れないとき

緊急時であって保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応をおこないますので、あらかじめご了承ください。

10 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園 ご利用相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 園長 石塚 達義 ・受付担当者 主任保育士 石塚 潤子 ・ご利用時間 当園開園日、開園時間内 ・電話番号・FAX 0465-47-3367 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人神奈川県保育会 保育園利用者相談窓口 ・横浜市神奈川区沢渡4-2 ・電話

11 非常災害対策

当園は非常災害に備え、次の取り組みを行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・警察110番 有 ・非常警報装置 有 ・非常用ソーラー発電器 有 ・災害に備えての備蓄 園庭の災害用備蓄庫に飲料水、食料、簡易トイレ、毛布、食器、発電機、ろうそく、携帯ラジオ、投光機など 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常用発電機 有
避難・消火訓練	避難訓練・消火器訓練、引き渡し訓練、津波訓練、防犯訓練等を年間計画し、月に1回訓練を行います。	

12 虐待の防止

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとしします。

13 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

個人情報は、当園が定める個人情報取扱規程に基づき取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

- ア 保育所児童保育要録を送付するとき
小学校就学の際には、子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を法令に基づき入学予定の小学校へ送付することとされており、保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。
- イ 緊急を要するとき
緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。
- ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき
保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令に基づき支給認定を行った市町村に対し報告が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

- ア 子ども及び子どもの世帯の情報
提出された資料の子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

14 当園におけるその他の留意事項

欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は午前8時から9時までの間にご連絡ください。
--------------------	---

お迎えが遅れる場合・お迎えがいつもの方ではない場合	<p>保育時間以外の時間の保育は、時間外保育になりますので、お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。</p> <p>保育時間内でも申出のお迎え時間より15分以上お迎えが遅れる場合は、ご連絡ください</p> <p>お迎えがいつもの方ではない場合、あらかじめご連絡いただくか、電話で必ず連絡をお願いします。</p>
感染症について	<p>感染症については、小田原市保育会で作成した「登園届」を保護者の方に記入していただき、登園最初の日</p> <p>に保育園に提出をしていただきます。</p> <p>まだ、感染が疑われるような時には記載された医療機関に問い合わせすることもありますので、ご承知下さい。</p>
投薬について	<p>原則的に投薬は医療行為に当たるので、お断りしています。やむを得ない場合のみ投薬を行います。投薬に関する決まりは以下の通りです。</p> <p>①登園時に保育士に直接渡し、園長の許可を得る。</p> <p>②病院で処方された薬のみお預かりします。(市販の薬は預かりません)</p> <p>③病院で処方されていても、解熱だけが目的の座薬、頓服の投与はしていません。</p> <p>④薬は1回分のみの預かりです。飲み薬についても1回分のみを容器に入れてお持ちください。</p>
乳児突然死症候群(SIDS)について	<p>健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気です。原因は不明ですが、睡眠中の確認を定時に行い(1歳6カ月時までは15分に1回)、保護者の皆様と一緒に対応を心がけます。</p>
喫煙	<p>登園の敷地内はすべて禁煙です。</p>
宗教活動・政治活動 営利活動	<p>利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</p>
不正受給について	<p>次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へは届けずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。</p> <p>(1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 就労状況等の変化により保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。</p> <p>(3) その他の世帯の状況の変化により支給認定が必要であるとき。</p>